

入札説明書

令和8年5月7日付け公告した次の件名に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。本書を熟読のうえ、必要な手続きを行うこと。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度那覇市各種処理券製造請負業務
- (2) 業務内容 別添仕様書参照
- (3) 納入期限 令和8年6月19日（金）
- (4) 納入場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 7階（那覇市役所 環境政策課）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 令和8年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (5) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (6) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (8) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (9) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(10) 過去 2 年の間に、本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中である者。

3 入札参加申請及び入札参加資格確認結果通知

(1) 申請期限 令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時 ※郵送必着

(2) 申請方法 郵送又は持参

(3) 提出先 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 7 階（那覇市役所 環境政策課）

(4) 提出書類

ア（様式 1）競争入札参加資格確認申請書

イ（様式 2）誓約書

ウ（様式 3）取引実績表

(5) 入札参加資格確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」又は「競争入札参加資格不認定通知書」を令和 8 年 5 月 20 日（水）までに担当者宛にメールにて通知する。（原本は別途郵送）

4 本件入札等に関する質問及び回答

(1) 質問期限 令和 8 年 5 月 11 日（月）正午 ※厳守

(2) 質問方法 （様式 4）質問書を電子メールにて提出

(3) 提出先 環境政策課代表メール（15 問合せ先参照）

※メールの件名は「(質問) 令和 8 年度那覇市各種処理券製造請負業務・〇〇（事業所名）」とする。

(4) 回答 令和 8 年 5 月 15 日（金）までに、那覇市ホームページに質問及び回答を掲載

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 5 月 29 日（金）午前 10 時

(2) 場所 那覇市役所本庁舎 7 階 701B 会議室

(3) 入札方法 直接投函

(4) 入札時提出書類

ア 代理人が入札する場合にあっては入札委任状（様式 5）

イ 入札書（様式 6）

※ 様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

6 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、所定の委任状に必要な事項を記載し、入札前に提出しなければならない。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、代表者の使用印鑑届出印と代理人の私印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (8) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる）が契約金額となる。
- (9) 入札金額の記載は、算用数字を用い、その頭部には「¥」マークを記載する。
- (10) 郵便による入札はこれを認めない。
- (11) 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間は、この限りではない。
- (12) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

7 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 本市法制契約課に届出した住所、商号、代表者名、届出印と異なる内容が記載押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 再度入札

- (1) 開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、直ちに出席者で再度入札を行う。
- (2) 再度入札は3回まで行う。予め所定の入札書を3枚準備しておくこと。
- (3) 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者のうち最低金額をもって入札した者を落札者とするができる。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を開札に立ち会った入札者に公表する。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して、当該入札を妨害し又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させるものとする。
- (2) 入札参加者が、連合し又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は延期することがある。

12 落札決定の取消し

落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、落札決定を取り消す。

13 契約内容

落札者は、本市が提示した契約書の内容で契約するものとする。

14 その他

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内(土日祝日を除く)に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この期間を延長することができる。

(2) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、那覇市契約規則その他の関係法令を遵守すること。

(3) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置を行うことがある。

15 問合せ先

那覇市環境政策課 一般廃棄物グループ
担当 大城、越間

TEL : 098-951-3231 FAX : 098-951-3230

E-Mail : naha_k_haitai001@city.naha.lg.jp